

平成31年度 第1回松島部会 会議録

| | |
|------|---------------------------------|
| 日 時 | 平成31年4月18日（木）午後1時30分から午後3時30分まで |
| 場 所 | 宮城県行政庁舎16階 教育庁会議室 |
| 出席委員 | 小林部会長、七海委員、温井委員 |
| 出席職員 | 天野文化財課長ほか |

1 開会

（司会：文化財課 佐藤課長補佐）

ただいまから、平成31年度第1回宮城県文化財保護審議会松島部会を開催いたします。議事に先立ちまして、委嘱状の交付を行います。千葉教育次長が委員の皆様のお席に伺いますので、その場でお待ちください。

（委嘱状の交付）

（司会：佐藤課長補佐）

開会に当たりまして、千葉教育次長から、御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

（千葉教育次長）

教育次長の千葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成31年度第1回宮城県文化財保護審議会松島部会の開催にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、年度初めの大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

ただ今、委嘱状をお渡しいたしました。委員の皆様には、本部会の委員をお引き受けいただき、改めて御礼を申し上げます。また、今回から、入間田委員に替わりまして、七海委員を新たにお迎えいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本部会は東日本大震災後の平成25年4月に設置され、今年度で7年目を迎えます。本部会では、これまで、特別名勝松島の保護地区内における一般的な現状変更のほか、復興事業に関連する避難道路建設等の諸問題についてご検討いただきました。中には難しい案件もございましたが、おかげさまで、現状変更と景観保全とを両立できているものと認識しております。委員の皆様には重ねて感謝申し上げます。

近年、現状変更申請件数は、ピーク時の平成28年度と比較しますと減少傾向にはありますが、今後も判断が難しい案件が多く生じることも予想され、申請に対する適切な判断を行うためにも、ますます本部会での審議が重要な意味を持つてくるものと考えております。

委員の皆様には、大変な御苦勞をおかけしますが、今後とも特別名勝松島の保存と活用につきまして御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、御挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

(司会：佐藤課長補佐)

続きまして、事務局職員を御紹介いたします。

(職員紹介)

※司会より、出席者数が報告されるとともに、文化財保護審議会条例の規定により本会議が有効に成立している旨、報告。

※千葉教育次長退席。

※委員の互選により、部会長には小林委員、副部会長には平吹委員が選出された。

3 議事

※以降、文化財保護審議会条例の規定により、部会長が議長となり議事が進行された。

※非公開の可否について、(1)協議事項「特別名勝松島の現状変更について」を非公開とする旨、委員より了承された。

※傍聴者なし

(1) 協議 特別名勝松島の現状変更について【非公開】

(2) 報告

①特別名勝松島の現状変更許可状況について

(小林部会長)

報告事項①をお願いいたします。

(事務局：松野)

それでは、特別名勝松島の現状変更許可状況について御報告いたします。資料は次第、要綱等の次に添付しております一覧表を御覧ください。ページは1ページから4ページとなります。昨年度の第6回松島部会から今回部会までの約2か月間に取り扱った現状変更ですが、1ページの上段に記載のとおり、総数73件、内訳として、国への副申が9件、部会長決定16件、事務局決裁48件となっております。今回は年度末ということもありまして、既に許可を受けた案件について、計画の見直しや期間の延長が必要になるなど、計画変更及び期間変更が多く提出されました。各案件については一覧表に記載のとおりです。以上でございます。

(小林部会長)

御覧いただいて、御質問等ありますでしょうか。

確かに期間変更が多いですね。事業の先送りということでしょうか。

(事務局：松野)

はい、ほとんどの案件が年度末を終了予定としていまして、今回見直した結果、期間内に終わらないということで事前に期間変更届を提出いただいて処理をしています。

(七海委員)

現状変更については塩竈市も入りますか。

(事務局：松野)

塩竈市も入っております。

(小林部会長)

今の御質問は、塩竈市と東松島市はそれぞれに権限委譲されているのになぜここに入っているかということですね。

(事務局：松野)

塩竈市と東松島市も県と同じように権限委譲された区域があり、その部分に関しては許可権限を持っていますが、特別保護地区や1A・2A地区、海面保護地区ですと国が許可県権限を持つ範囲になりますので文化庁へ副申という形で上げることになりますが、それぞれの市が窓口となり県を通して文化庁へ申請を上げて審議されて許可をいただく流れになりますので、今回この一覧に記載しております。副申という処理になっています。

(七海委員)

わかりました。

(小林部会長)

ありがとうございます。この件に関してはよろしいでしょうか。

②平成30年度の現状変更許可状況について

(小林部会長)

もう1件報告事項があります。②についてお願いいたします。

(事務局：松野)

②について御報告いたします。資料は5ページを御覧ください。昨年度の現状変更許可状

況ですが、まず1の申請・許可件数になります。昨年度、現状変更処理をした総数は、498件で、内訳として文化庁許可が60件、宮城県許可282件、東松島市許可123件、塩竈市許可33件となりました。宮城県許可につきましては、さらに内訳ということで、部会審議2件、部会長決定94件、事務局決裁186件となります。下の参考欄に記載しましたとおり、震災後、件数が大幅に増加しましたが、平成28年度の東松島市の高台移転によるピークを過ぎまして、やや落ち着いてきた印象です。特に、東松島市では、平成29年度の総数は226件でしたが、昨年度は123件と大幅に減少しています。下の2、3の表ですが、これは2市3町の事業別内訳と保護地区区分毎の内訳となります。事業別で見ますと、例年のとおり④の電柱・看板等の件数が多く見られますが、さらに昨年度から40件程度増加しており、全体で151件となっております。理由としては、道路整備事業や土地区画整理事業等が進む中で、電柱の新設又は移設、誘導看板の設置が必要となったことが挙げられます。また、⑫の計画変更・期間変更も多くありました。これは、平成29年度と同様に、特に震災復興関係工事の遅れや施工する中での調整によって内容変更や期間延長するものが出てきたためと思われます。3の保護地区区分については、大きな変化は見られず、例年のとおりとなりました。昨年度の状況については以上でございます。

(小林部会長)

ありがとうございます。御質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。このように若干落ち着きを見せていますがまだ件数が多くあるということですね。

以上、一通り終わりましたが、今日の議論に関しまして御意見等ありますでしょうか。

では、1件だけ私の方から協議②についてよろしいでしょうか。議論の前提として第3種保護地区は致し方ないとして、第2種保護地区の対応が挙がりました。第3種保護地区なら良いという歯止めが利くのか利かないのかということです。特に東松島市も宮戸島に及ぶ可能性がある中で、今後の対応としては、どういう場所でどういう案件なら対応をしていくか、これからまた細かく議論していかなければならないと思いました。今日の案件は流動的な部分も多いので事務局で事業者から意見を聞いて検討いただければと思います。

では、七海委員から今日は最初ということで御感想を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

(七海委員)

最初ということで見学状態でしたが、とても御意見が活発で参考になりますし、興味深く面白いお話がたくさん聞けて良かったです。私もついていけるよう頑張っていきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願いいたします。

(小林部会長)

よろしくお願いいたします。御専門の歴史の観点から御意見をいただければと思います。

(3) その他

平成31年度松島部会開催予定について

※事務局から説明。

※次回松島部会の日程について6月21日（金）が候補として決定。

4 閉会

（司会：佐藤課長補佐）

部会長はじめ委員の先生方、大変ありがとうございました。以上を持ちまして平成31年度第1回文化財保護審議会松島部会を終了いたします。本日はありがとうございました。